

欧州連合(EU)で進化する意匠の保護



クラウディオ・バルボーニ (Claudio Balboni)

GIP Italy アソシエイト/Bugnion Spa パートナー

イタリア商標弁理士、欧州商標弁理士、欧州意匠弁理士

<今までの進化>

2001年12月、欧州連合(EU)の前身である欧州共同体は、加盟国間の意匠(工業デザイン)に関する法制の調和を目的として、意匠の保護に関する初の共通規則No.6/2002を導入しました。

この規則No.6/2002が制定されるより以前の1998年には、意匠に関するEU加盟各国の法律を調和させるために、指令No.98/71/ECが採択されました。これに従い、当該指令の要求事項を遵守する国内法をEUの各加盟国は施行しました。

このような過程を経て、EU域内における意匠の保護にかかる制度には現在、大きく2つの異なるタイプが存在します。すなわち各国の国内でのみ有効な保護か、欧州連合全体にわたって適用される保護(共同体意匠)かを選択することができるのです。

共同体意匠の登録を担当する官庁は、当初は欧州共同体意匠庁(OHIM)でしたが、最新の制度改革に伴いOHIMは再編され、欧州連合知的財産庁(EUIPO)と改称されました。EUIPOの主な責務は、商標登録とその関連事項を取り扱うことにあります。規則6/2002に規定された具体的な条項により、EU域内の意匠保護に関する法律は、EU外の国々で通常使われる特許法ではなく、むしろ商標法に沿ったものとなりました。

意匠保護と商標保護の2つが法的に近接している例として、いわゆる"非登録意匠"制度(規則第11条)が導入されたことが挙げられます。商標法と同様に、当該意匠規則では、登録なしにEU域内で個々の意匠を保護することを認めているのです。ただし、この保護は公開から3年間のみです。

同規則では、出願時に先行意匠の存否に関する審査をEUIPOが行うことを要求していません。したがって、要求される手続き要件を意匠出願が満たしてさえいれば、意匠権は出願と同時に直ちに付与されるのです。一方、先の権利を有する意匠権者は、簡単に費用対効果の高い行政訴訟を通じて登録に異議を申し立てることができます。

この意匠出願制度のもう一つの特筆すべき点として、一つの出願に複数の意匠を含めて出願できることがあります。このいわゆる"複数意匠出願"により、個々のデザインに関して支払わなければならない料金を大幅に削減できる効果があります。唯一の条件は、出願に含まれる複数のデ